

2026年6月25日

株主各位

千葉県袖ヶ浦市北袖 25 番地
広栄化学株式会社
代表取締役社長 佐々木 康彰

株式交換に伴う当社株式のお取扱いについて

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は本日開催の第 165 期定時株主総会において、2026 年 8 月 1 日を効力発生日として、株式交換により住友化学株式会社を完全親会社とし、当社はその完全子会社となることを決議いたしました。

つきましては、株式交換に伴う当社株式のお取扱いについて、下記のとおりご案内申し上げます。
なお、本件に伴う株主様のお手続きは特段ございませんので念のため申し添えます。

敬 具

記

1. 住友化学株式会社株式の割当の時期および方法

2026 年 7 月 31 日（金曜日）最終の当社株主名簿に記録されました株主様に対し、ご所有の当社株式 1 株につき、住友化学株式会社の株式 4.91 株を割当交付いたします。割当交付された住友化学株式会社の株式は 2026 年 8 月 3 日（月曜日）以降、売却が可能です（※）。

なお、割当結果につきましては、住友化学株式会社から 2026 年 8 月下旬にご案内させていただきますが、証券会社にお持ちの口座でもご確認いただけます。

2. 株式の流通について

当社株式の流通につきましては、下記のとおりとなりますので売買等にご留意ください。

年 月 日	日 程	株式の流通
2026 年 7 月 29 日（水）	当社株式の最終売買日	
2026 年 7 月 30 日（木）	当社株式の上場廃止日	この日以降、当社株式の証券取引所での売買はできません。
2026 年 8 月 1 日（土）	株式交換の効力発生日	効力発生日は休業日のため、2026 年 8 月 3 日以降、株式交換比率に応じた数の住友化学株式会社の株式として売買が可能になります。（※）

（※）特別口座に記録されている株式は、現状のままでは売却することができません。売却には、証券会社等に取引口座を開設し、特別口座の株式を取引口座へ振替える手続きが必要です。振替手続きが完了後、ご売却が可能となります。

3. 単元未満株式の買取・買増請求について

単元未満株式の買取・買増請求の日程は以下のとおりとなります。

(1) 買取請求

年 月 日	買取請求のお取扱い
2026年7月27日(月)まで	当社の単元未満株式の買取請求の受付は、左記日付まで従来どおりお取扱いいたします。(注1)(注2)
2026年7月28日(火)～2026年8月2日(日)	左記期間中は、当社の単元未満株式の買取請求の受付を停止させていただきます。
2026年8月3日(月)以降	割当後の住友化学株式会社の単元未満株式(100株未満)につきまして、買取請求の受付を再開いたします。「買取請求書・取次依頼書」には割当後の住友化学株式会社の単元未満株式(100株未満)の株式数をご記入ください。

(2) 買増請求

当社では、単元未満株式の買増制度を採用しておりません。そのため、買増請求の受付は住友化学株式会社株式が割当交付された後の2026年8月3日(月)以降となります。

年 月 日	買増請求のお取扱い
2026年8月3日(月)以降	割当後の住友化学株式会社の単元未満株式(100株未満)につきまして、買増請求の受付をいたします。「買増請求書・取次依頼書」には割当後の住友化学株式会社の単元未満株式(100株未満)の株式数をご記入ください。(注2)

(注1) 株式交換前に当社単元未満株式の買取請求をされた場合でも、住友化学株式会社株式が割当交付された後に、単元未満株式が発生することがありますので、ご留意願います。

(注2) 上記の受付日程は、株式会社証券保管振替機構が定める標準日程を記載しております。実際の受付日程は証券会社等により異なる場合がございますので、詳細はお取引の証券会社等にご確認ください。

4. 端数株処分代金のお支払いについて

住友化学株式会社株式の割当の結果生じた1株未満の端数につきましては、法定の手続きにより処分し、その数に応じた端数株処分代金を住友化学株式会社よりお支払いいたします。2026年9月下旬に端数株処分代金のお受け取りに必要となる「端数株処分代金領収証」を住友化学株式会社からご送付させていただく予定です。

5. 本件に関するご照会先

株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社

お問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話 (フリーダイヤル) 0120-782-031 受付時間 9時～17時(土日休日を除く)

以上